

修正案	現行
<p>第一条から第四条まで 現行のとおり)</p> <p>学級の編制の基準)</p> <p>第五条 現行のとおり)</p> <p>2 一学級の園児数は、満三歳以上満四歳未満の学級については十五人以下、満四歳以上の学級については二十人以下を原則とする。</p> <p>3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。</p> <p>職員等の配置の基準)</p> <p>第六条 幼保連携型認定こども園の職員の配置は、次の各号に定める員数とする。</p> <p>一 園長 一人</p> <p>二 専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭 各学級ごとに一人以上。ただし、特別な事情があるときは、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもつて代えることができる。</p> <p>三 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育 満三歳未満の園児については、その保育。(以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次に掲げる園児又は施設の区分に応じ、それぞれ次に定める員数を合算した員数以上とする。ただし、当該職員の数は常時二人を下つてはならない。</p> <p>イ 満一歳未満の園児 おおむね三人につき一人</p> <p>ロ 満一歳以上満二歳未満の園児 おおむね五人につき一人</p> <p>ハ 満二歳以上満三歳未満の園児 おおむね六人につき一人</p>	<p>第一条から第四条まで 略)</p> <p>学級の編制の基準)</p> <p>第五条 略)</p> <p>2 学級の編制は、「東京都規則 以下 規則」という。)で定める基準を満たさなければならない。</p> <p>職員等の配置の基準)</p> <p>第六条 幼保連携型認定こども園の職員の配置は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>

ニ 満三歳以上満四歳未満の園児 おおむね十五人につき一人

ホ 満四歳以上の園児 おおむね二十人につき一人

へ 次に掲げる施設にあつては、イからホまでに定める員数を合算した員数に、それぞれ次に定める員数を加えた員数とする。

(1) 園児の定員が六十人以下の施設 二人

(2) 園児の定員が六十一人以上の施設 一人以上

ト 開所時間が十二時間以上の施設にあつては、イからへまでに定める員数を合算した員数に、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める員数を加えた員数とする。

(1) 園児の定員が六十人以下の施設 一人以上

(2) 園児の定員が六十一人以上の施設 二人以上

チ 特別な支援が必要な園児を置く施設にあつては、東京都規則「以下 規則」という。)で定める員数を配置しなければならない。

四 幼保連携型認定こども園の給食は職員により調理し提供する方法を原則とし、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める員数以上の調理員を置かなければならない。ただし、施設内の調理室を使用して調理業務の全てを委託している施設にあつては、調理員を置かないことができる。

イ 園児の定員が五十九人以下の施設 二人以上

ロ 園児の定員が六十人以上百五十人未満の施設 三人以上

ハ 園児の定員が百五十人以上の施設 四人以上

ニ 満一歳未満の園児の保育を実施している施設 イからハまでに定める員数を合算した員数に、一人以上を加えた員数

五 保健師又は看護師 満一歳未満の園児を保育する施設に一人

六 嘱託医 非常勤一人

2) 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十九条第五項の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

2| 現行のとおり)

職員の資格)

第七条 第六条第一項第三号に規定する職員は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(以下この項において「保育士登録」という。)を受けた者とする。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

- 一 満三歳未満の園児に対する保育従事職員(保育士登録を受けた者)
- 二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十九条第一項第一号に規定する園児がいない時間帯の保育従事職員(保育士登録を受けた者。ただし、規則で定める場合は除く。)

2| 園長、副園長及び教頭は教諭免許状、専修免許状及び一種免許状に限る。教諭免許状の種類は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を含む。)を有し、かつ、保育士登録を受け、かつ、五年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。

園舎及び園庭)

第八条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭(屋上に設置したものは含めない。)を備えなければならない。

2| 現行のとおり)

3| 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を二階に設けることができる。

4| 現行のとおり)

5| 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)

3| 略)

園舎及び園庭)

第七条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2| 略)

3| 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を二階以上に設けることができる。

4| 略)

5| 園舎及び園庭の面積は、規則で定める基準を満たさなければならない。

学級	180
一学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

1 満二歳未満の園児一人につき三・三平方メートル以上 満二歳未満の園児にあつては、園児一人につき五平方メートル以上、満二歳以上満三歳未満の園児一人につき一・九八平方メートル以上の面積にそれぞれの園児数を乗じて得た面積を合算した面積以上

6 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

1 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積 平方メートル
一学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

2 満二歳以上満三歳未満の園児一人につき三・三平方メートル以上に園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第九条 現行のとおり)

2 現行のとおり)

3 現行のとおり)

4 第一項第二号から第四号までに掲げる設備の面積は、それぞれ各号に定める面積以上とする。

(園舎に備えるべき設備)

第八条 略)

2 略)

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十九条第五項に規定する方法により行う幼保連携型認定子ども園にあつては、第二項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定子ども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定子ども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 略)

一 乳児室又はほふく室 満二歳未満の園児一人につき五平方メートル、満二歳以上満二歳未満の園児一人につき三・三平方メートルにそれぞれ園児数を乗じて得た面積を合算した面積

二 保育室又は遊戯室 満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートルに園児数を乗じて得た面積

5及び6 現行のとおり)

園具及び教具)

第十条 現行のとおり)

教育及び保育を行う期間及び時間)

第十一条 現行のとおり)

子育て支援事業の内容)

第十一条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者の子育てをしていく力を高める観点及び地域において子育てを支援する体制等の充実を図る観点に立つて、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めるものとする。

掲示)

第十三条 現行のとおり)

履修困難な教育内容の指導)

第十四条 現行のとおり)

幼保連携型認定こども園の一般原則)

第十五条 現行のとおり)

職員の知識及び技能の向上等)

第十六条 現行のとおり)

園児への平等取扱原則)

5及び6 略)

園具及び教具)

第九条 略)

教育及び保育を行う期間及び時間)

第十条 略)

子育て支援事業の内容)

第十一条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めるものとする。

掲示)

第十二条 略)

履修困難な教育内容の指導)

第十三条 略)

幼保連携型認定こども園の一般原則)

第十四条 略)

職員の知識及び技能の向上等)

第十五条 略)

園児への平等取扱原則)

第十七条 現行のとおり)

虐待等の禁止)

第十八条 現行のとおり)

懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十九条 現行のとおり)

食事)

第二十条 幼保連携型認定子ども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定子ども園内で調理する方法 第二十六条の規定により、当該幼保連携型認定子ども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。) により行わなければならない。

2 現行のとおり)

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

献立の作成は、栄養士が携われるよう努めなければならない。

4 現行のとおり)

秘密保持等)

第二十一条 現行のとおり)

苦情への対応)

第二十二条 現行のとおり)

非常災害対策)

第二十三条 現行のとおり)

保護者との連絡)

第二十四条 現行のとおり)

他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第十六条 略)

虐待等の禁止)

第十七条 略)

懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十八条 略)

食事)

第十九条 幼保連携型認定子ども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定子ども園内で調理する方法 第二十五条の規定により、当該幼保連携型認定子ども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。) により行わなければならない。

2 略)

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 略)

5 第一項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす幼保連携型認定子ども園は、当該幼保連携型認定子ども園の満三歳以上の園児に対する食事を当該幼保連携型認定子ども園外で調理し、搬入する方法により提供することができる。

秘密保持等)

第二十条 略)

苦情への対応)

第二十一条 略)

非常災害対策)

第二十二条 略)

保護者との連絡)

第二十三条 略)

他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第二十五条 現行のとおり)

他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第二十六条 現行のとおり)

(一般的基準)

第二十七条 現行のとおり)

委任)

第二十八条 現行のとおり)

附 則

施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 平成二十四年法律第六十六号。以下「部改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日(以下「公布日」という。)から施行する。

経過措置)

2 現行のとおり)

3 施行日から起算して五年間は、第六条第一項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設 幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。次項において同じ。)の職員配置については、なお従前の例によることができる。

4 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第八条から第十条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第二十四条 略)

他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第二十五条 略)

(一般的基準)

第二十六条 略)

委任)

第二十七条 略)

附 則

施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 平成二十四年法律第六十六号。以下「部改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日(以下「公布日」という。)から施行する。

経過措置)

2 略)

3 みなし幼保連携型認定こども園(部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設 幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。)の設備については、第七条から第九条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。